

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月4日

佐賀県議会議長 藤 木 卓 一 郎

佐賀県議会規則第3号

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則

佐賀県議会会議規則（昭和32年佐賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後																																			
<p>第16章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場)</p> <p>第128条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>別表（第128条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員等選考委員会</td> <td>選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議</td> <td><u>議長、副議長、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員</u></td> <td>委員長（委員長が選出されるまでは<u>議長</u>）</td> </tr> <tr> <td>選挙区及び定数検</td> <td>県議会議員の定数及び各選</td> <td><u>議長、副議長、議会運営委員長、議会運</u></td> <td>委員長（委員長が選出されるま</td> </tr> </tbody> </table>				名称	目的	構成員	招集権者	略				選挙管理委員等選考委員会	選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議	<u>議長、副議長、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員</u>	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議長</u> ）	選挙区及び定数検	県議会議員の定数及び各選	<u>議長、副議長、議会運営委員長、議会運</u>	委員長（委員長が選出されるま	<p>第16章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場)</p> <p>第128条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前各項の規定にかかわらず、議長及び副議長は、必要があると認める場合は、協議等の場</u>に出席して発言することができる。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>別表（第128条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員等選考委員会</td> <td>選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議</td> <td>議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員</td> <td>委員長（委員長が選出されるまでは<u>議会運営委員長</u>）</td> </tr> <tr> <td>選挙区及び定数検</td> <td>県議会議員の定数及び各選</td> <td>議会運営委員長、議会運営委員会副委</td> <td>委員長（委員長が選出されるま</td> </tr> </tbody> </table>				名称	目的	構成員	招集権者	略				選挙管理委員等選考委員会	選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議	議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議会運営委員長</u> ）	選挙区及び定数検	県議会議員の定数及び各選	議会運営委員長、議会運営委員会副委	委員長（委員長が選出されるま
名称	目的	構成員	招集権者																																				
略																																							
選挙管理委員等選考委員会	選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議	<u>議長、副議長、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員</u>	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議長</u> ）																																				
選挙区及び定数検	県議会議員の定数及び各選	<u>議長、副議長、議会運営委員長、議会運</u>	委員長（委員長が選出されるま																																				
名称	目的	構成員	招集権者																																				
略																																							
選挙管理委員等選考委員会	選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議	議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議会運営委員長</u> ）																																				
選挙区及び定数検	県議会議員の定数及び各選	議会運営委員長、議会運営委員会副委	委員長（委員長が選出されるま																																				

改正前				改正後			
討委員会	挙区において選挙すべき議員の数に関する事項の協議	営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	までは <u>議長</u>)	討委員会	挙区において選挙すべき議員の数に関する事項の協議	員長及び各会派から選出された議員	では <u>議会運営委員長</u>)
略				略			
議会改革検討委員会	議会改革に関する事項の協議	<u>議長、副議長、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長</u> 及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議長</u>)	議会改革検討委員会	議会改革に関する事項の協議	議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長（委員長が選出されるまでは <u>議会運営委員長</u>)
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。